

平成 23 年度第 1 回周防大島町行政改革推進委員会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成 24 年 3 月 9 日（金）9 時 55 分～11 時 25 分
- 2 開催場所 周防大島町役場大島庁舎 2 階庁議室
- 3 出席委員 会 長 川本隆夫
副会長 奥川与志人
委 員 伊藤博之
委 員 木村敏樹
委 員 中元みどり
委 員 松村和敏
委 員 山根健志
（欠席者 岡宅泰邦・谷 満雄・平田達弥）
副町長 岡村春雄
総務部長 星出 明
事務局 総務課 課長 奈良元正昭
班長 佐々木義光
主幹 木谷 学
- 4 議題の概要
 - (1) 第 2 次周防大島町行政改革大綱実施計画における平成23年度の取組内容及び成果報告について
 - (2) お客様アンケートの内容について
 - (3) 各庁舎巡察後の意見について
- 5 提出資料
 - (1) 第 2 次周防大島町行政改革大綱実施計画の取組内容及び成果報告...資料 1
 - (2) お客様アンケート(案)...資料 2
 - (3) 各庁舎巡察後の意見...資料 3
- 6 会議経過
（事務局）

ただいまから平成23年度の行政改革推進委員会を開催します。開会にあたりまして、会長さんからご挨拶をお願いします。

（会長）
おはようございます。ご多忙の折ご参集いただきましてありがとうございます。
本日の会議は長時間になるかも分かりませんが、ご審議の程よろしくをお願いします。

（事務局）
それでは、協議事項に移りたいと思います。議事進行については会長さんにお願

いします。

(会長)

それでは、(1)の第2次周防大島町行政改革大綱実施計画における平成23年度の取組内容及び成果報告について、事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、平成23年度における取組内容及び成果報告について報告いたします。

- 「資料1」に基づき報告 -

(会長)

ただいま事務局から報告がありましたが、ご意見ご質問をお願いします。

(委員A)

「(21)各種手当の見直し」で通勤手当の20%カットがありますが、もとの金額が適正なのか否かを判断すべく現状を示していただきたい。

(事務局)

県の金額に合わせていますが、あらためて資料をお配りします。

(委員A)

「15 体験型修学旅行誘致の推進」は各種の効果があるものと思いますが、最初の頃と比べ状況に変化が見られます。他の自治体も積極的に取り組む状況が見えてきていますが、今後、どのように取り組む考えですか？ 現状のままで満足せず、これからの展開を考えないと数年後には来なくなるものと危惧します。気が付いた時には手遅れなので、積極的な対応をお願いします。

(事務局)

本事業は「広島湾ベイエリア体験満載発信プロジェクト事業」(事務局：広島商工会議所)への参画により成り立っています。この事業への参加目的は、地域の活性化と生きがいつくりの創出が主ですが、修学旅行先の学校の誘致についてはエージェント(旅行会社等)を通してしています。新規開拓も行っていますが、エージェントとの関係から学校と直接交渉をするには限界があります。本年度は20校でありましたが、来年度は2校増の22校を引き受けることが決まっています。週2校程度の引き受けがベストですが、週4校入ってくることもあり無理をしていることが実情です。しかし、翌年度以降の影響を考えると仕方ありません。来年度は、広島県内で新たに本事業に取り組む自治体が3つ増えます。幸いにも周防大島町の評価は高く、関係者から「大島に回さないことはない」と言ってもらっています。

今後は行政主導ではなく、協議会主体でやっていければと思っています。本事業については、忌憚のないご意見をいただきをお願いします。

(委員B)

本事業については、良いこと悪いことの両方を耳にします。しかし、体験を通して子供達が喜んでもらうことが大切だと思います。民泊を受け入れてくれる方についてですが、謝金以上の出費があるのでしょうか？

(事務局)

お金だけの話ではないと思いますが、ある程度の受け入れをいただいている方はプラスになっていると思います。お金以外の負担の方が大きいかも知れませんが、継続するには金銭的にプラスがないと続かないと思っています。

なお、東日本大震災の教訓として、緊急時の対応について協議会で取り纏めることにしています。

(委員C)

「(3)人事評価システムの導入」についてですが、導入を大前提に試行しているのですか？

(事務局)

本件は地方公務員法の改正により本格導入すべき事柄です。本年度は管理職が所属職員の評価について試行をしましたが、導入に向けての練習段階と位置付けています。ただし、その業務に精通している者の評価と異動したばかりの者の評価は異なることが予測されるため、非常に難しい作業になろうかと思っています。なお、今後は部下が上司の評価をすることも必要となります。

(委員D)

格付け的な評価は多くの問題があるかと思います。管理職が評価する場合は、育てていくことの評価が大切だと思います。単なる機械的な評価は避け、上手に育てるようなものにしてほしいです。

(委員B)

人はそれぞれ違った性格を持っているため、人間の評価は難しいものです。その職務の向き不向きは見た目でも分かることがあるので、慎重な対応が求められます。

(委員A)

人の評価は、目標設定が大切なことだと思います。現実的にはそのような評価しかできないと考えます。マイナス思考の評価ではなく、プラスをいかに捨うかが大切な要素だと思います。

(委員C)

人の評価は数字に表せないものが多くありますので、色々なものを上手に組み合わせる必要があるものと思います。

(委員E)

「(20)時間外勤務手当の削減」ですが、平日の昼間のみで全ての業務を終えることができているのですか？ 「ノー残業デー」の導入は良いことと思いますが、課によっては業務量が多く夜間や休日に仕事をしていることを耳にします。また、仕事を自宅に持ち帰っている話しも聞きます。削減は大切なことではありますが、善ばかりではないと考えます。働いただけの対価を支給することにより救われるものもあると思います。

(事務局)

ただ単に超過勤務手当を削減するというのではなく、人事異動等により業務自体を減らすことも必要と思っています。

なお、「ノー残業デー」の実施により電気使用量が減る効果が出ています。この取り組みにより、不要な電気をこまめに消す習慣が身に付いてきたものと思われる。

(委員B)

民間の感覚では、「残業する者は仕事ができない者」といったイメージがあります。また、「手当を求め残業している」と言った誤解も生じるのではないのでしょうか？

(事務局)

例えば税務課の今時期は、昼間は確定申告の受付業務をして夜間に事務処理をするといった状況が続いています。慢性的な超過勤務者は問題があるかと思いますが、課によっては時期的に多忙であることをご理解いただきたい。

(委員A)

残業の管理は誰がしているのですか？

(事務局)

部課長が管理していますが、一定時間を超えている者については副町長決裁としています。

(委員A)

残業に要した手当の支給は当然のことですが、勤務時間中に煙草を吸っている職員はいかかなものでしょうか？

(委員C)

煙草の問題は難しいことですが、業務管理をどのようにするのかということを含め問題があるかと思います。

(会長)

他に意見はありませんか？

- 意見・質問なし -

(会長)

それでは、(2)のお客様アンケートについて、事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、お客様アンケートについて説明いたします。

- 「資料2」の内容について説明 -

(委員C)

来客者への配布手段はどのように考えています？

(事務局)

窓口にて用件を済まされた方全員に対し、アンケート用紙を配布する予定です。

(委員A)

案では行政機能のみを対象としていますが、指定管理者施設も対象にしてはいかがでしょうか？

(事務局)

町職員の接遇状況を把握すべく調査のため、民間である指定管理者を対象とすることは考えていません。

(委員A)

公共施設を管理しているのであれば、指定管理者を含めることに問題はないと思います。指定管理者は民間事業者ですが、外部者という考えはありません。私は「指定管理者」イコール「町」と考えますが...

(事務局)

観光施設のみではなく、教育施設や公民館的施設の管理運営についても指定管理にしています。また、行政機関であれば窓口でのアンケート配布が可能ですが、指定管理施設で実施する場合、配布する者を用立てる必要があります。

このような状況を含め、指定管理施設でのアンケートは考えさせていただきたい。

(委員A)

結果はどのように扱う予定ですか？

(事務局)

部長会議を通じ町職員全員に周知し、指摘のあった点は改善するための指導に役立てます。

(委員A)

アンケートを書いた人も結果を知りたい筈なので、アンケート結果は公表した方が良いと思いますが...

また、回収箱のあり方ですが、管理が曖昧だとアンケート用紙を入れにくいので、それなりの回収箱で対応していただきたい。

(委員B)

アンケートの内容を見ると、かなり踏み込んだものになっており、接遇の改善に対し強い意気込みを感じます。

(委員E)

手渡しにて配布しても、投函しない人もいるのではないのでしょうか？

(委員C)

回収率が悪いとアンケート自体の意味が無くなってしまいが...

(委員B)

少し期間を長くしてはいかがでしょうか？

(事務局)

来客者が一番多いセクションは総合支所と思いますが、4月に実施する場合、月の上旬は転入転出の手続きで多忙であるがゆえに前倒しし辛い状況です。よって、投函状況を鑑み、期間を延長する対応であれば可能と思います。

(会長)

他に意見はありませんか？

- 意見・質問なし -

(会長)

それでは、(3)の各庁舎巡察後の意見について、事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、各庁舎巡察後の意見について説明いたします。

- 「資料3」の内容について説明 -

(会長)

来年度も各庁舎の巡察を行った方が良いでしょうか？

(委員A)

改善されているか否かの検証は必要なことと思います。

(会長)

それでは、来年度も実施することにします。

(会長)

その他、議題以外でも結構ですが意見はありませんか？

(委員A)

庁舎玄関においてドアボーイ的な案内係に挑戦してみてもはどうでしょうか？ 来

客者が何を求めているのか、気が付くことも多いと思います。

(事務局)

合併前ではありますが、大島庁舎においては現在の会計課と総合支所の間に「総合窓口」を配置し業務案内をしていました。しかし、合併後、行政改革の一つである職員数の減に努めており、職員配置に影響する問題であることから、可能か否かについて検討させていただきたい。

(委員D)

防災関係ですが、自分が住んでいる地域の海拔がどのくらいなのか私自身分かりません。例えば、身近にある電柱に高さを表記することができないでしょうか？

(委員B)

避難所となっている学校や公民館は、地震に耐えられる建物で津波に影響のない場所ですか？ 格好だけの防災計画では意味がありません。町は住民へ周知済と思っているかも知れませんが、町民は避難場所等を把握していないことが現状であり、幾度も周知を図ることが大切です。

提案のあった電柱への海拔表記の件は、一手段として良いことと思います。

(委員A)

行政は町民に対し対応を知らせなければいけません、地震であれば直下型なのか太平洋沖なのかにより避難状況が異なります。

しかし、最終的には住民自身の自己責任になるので、行政は正確な情報提供を伝えることが重要なポイントと思います。

(事務局)

本町で予想されている津波の高さは3メートル程度と言われていますが、10メートルの場所に居るので大丈夫という訳ではありません。

電柱への海拔表記については検討をしています。ただし、干満により潮の高さが変わるため、この表記を見て誤解を起さされては困ります。よって、電柱に表記を示すことにおいても慎重に検討する必要があります。

(委員D)

干満を考慮した表記は困難なので、海拔で示すことしかないと思いますが...

いずれにしても、避難するのか否かの最終判断は個々に委ねるしかありません。

(会長)

他に意見はありませんか？ 事務局から何かありますか？

(事務局)

平成24年度からの機構の件ですが、県内で初めて町が「福祉事務所」を設置することになりました。また、教育委員会内の「国体推進室」を廃し、日良居保育所を指定管理で運営する予定です。

(委員B)

福祉事務所は何人のスタッフを考えていますか？

(事務局)

県から1名の派遣をいただき、町職員5名の6人体制を計画しています。ただし、県からの派遣期間は1～2年です。

(委員F)

色々なケースがあり大変な業務と思いますが、町が対応することは大歓迎です。

(会長)

他に何かありませんか？

- 意見・質問なし -

(会長)

長時間にわたる熱心なご審議ありがとうございました。以上で平成 23 年度の行政改革推進委員会を閉じます。